



福島医発第 2540 号(地)

平成 23 年 3 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて（福島原発事故による避難者）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の猶予につきましては、平成23年3月16日付け福島医発第2508号(地)により、災害救助法適用地域（東京都を除く。）で、今般の震災により「①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災及び②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合」には、当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いである旨、ご案内申し上げているところであります。

これに関連して、福島第一・第二原子力発電所事故により、第一原発から半径20km圏内及び第二原発から半径10km圏内の住民の方に避難指示がでありますが、この方々の一部負担金等について、支払が猶予されるのかという疑義が生じております。

今般、日本医師会において、上記の疑義について厚生労働省に照会がなされており、福島原発により避難されている方々については、たとえ住家が全半壊、全半焼等されていなくても、住家に帰れるあてがないことから、「全半壊、全半焼に準ずる被災」として判断されるとの確認がなされておりますので、福島第一・第二原子力発電所事故により避難している旨申出のあった患者さんにつきましては、5月診療分まで一部負担金等の支払を猶予する取扱いが適用されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 241) F
平成 23 年 3 月 18 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて（福島原発事故による避難者）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の猶予につきましては、平成 23 年 3 月 15 日付け（保 232）F「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」により、災害救助法適用地域（東京都を除く。）で、今般の震災により「①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災及び②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合」には、当面、5 月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5 月末日まで支払を猶予する取扱いである旨、ご案内申し上げているところであります。

これに関連して、福島第一・第二原子力発電所事故により、第一原発から半径 20 km 圏内及び第二原発から半径 10 km 圏内の住民の方に避難指示がでているが、この方々の一部負担金等について、支払が猶予されるのかという疑義が生じております。

厚生労働省に照会したところ、福島原発により避難されている方々につきましては、たとえ住家が全半壊、全半焼等されていなくても、住家に帰れるあてがないことから、「全半壊、全半焼に準ずる被災」として判断されとの確認がとれましたので、福島第一・第二原子力発電事故により避難している旨申出のあった患者さんにつきましては、5 月診療分まで一部負担金等の支払を猶予する取扱いを適用いただきますよう、貴会会員への周知方お願い申し上げます。